

一二三北路株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年6月1日～令和9年5月31日までの2年間

2. 内容

目標1：全社員の法定時間外労働・法定休日労働の各月の平均が30時間未満とする。

<対策>

- 令和7年11月～ 全職員の所定外労働時間を把握する。
- 令和7年11月～ 毎週火曜日をノー残業デーと周知啓蒙を行う。

目標2：年次有給休暇の取得日数を平均10日以上とする。

<対策>

- 令和7年11月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和7年11月～ 計画有休日を策定し、利用促進を図る。

目標3：男性の育児休業等の平均取得期間を2週間以上とする。

<対策>

- 令和7年11月～ 対象の男性社員へ意向聴取を行う。